輸出関連の措置の概要（2025 年 2 月 9 日現在）			
経済産業大臣の承認又は財務大臣の許可を要する。	**特定団体への輸出・役務取引禁止措置**		**対象団体**
	ロシアを仕向地としたロシアの特定団体への輸出・技術提供		**2022 年 3 月 1 日付告示指定　49 団体** ・ロシア量子センター及び ROC ・株式会社ロケット・宇宙センター「プログレス」 ・国営企業ロステック、等
			2022 年 3 月 25 日付告示指定　81 団体 ・公共株式会社アムール造船所等造船会社 ・ノヴォシビルスク・マイクロエレクトロニクス研究開発センター等研究所、等
			2022 年 5 月 10 日付告示指定　71 団体 ・アルマズ株式会社、アラギル抵抗器工場、等
			2022 年 7 月 5 日付告示指定　65 団体 ・株式会社ルビン、株式会社スホイ支部、ユーリー・ガガーリン名称コムソモーリスク・ナ・アムーレ航空機工場、等
			2022 年 9 月 26 日付告示指定　21 団体 ・第 46TSNII 中央化学研究所、全ロシア工学物理計測科学研究所、等
			2023 年 1 月 27 日付告示指定　49 団体 ・航空修理工場、機械製造工場、等
			2023 年 2 月 28 日付告示指定　21 団体 ・民間軍事会社「ワグナー（ワグネル）」、等
			2023 年 5 月 26 日付告示指定　80 団体 ・公開株式会社カマズ ・公開株式会社メガフォン ・スコルコヴォ科学技術研究所、等
			2023 年 12 月 15 日付告示指定　57 団体 ・株式会社ウラル自動車工場（別称、株式会社 UAP、ウラル AZ など）、等
			2024 年 3 月 1 日付告示指定　29 団体 ・株式会社カラシニコフ・コンツェルン、等
			2024 年 6 月 21 日付告示指定　14 団体 ・デバイス・コンサルティング有限会社、等
			2025 年 1 月 10 日付告示指定　22 団体 ・ VMK 有限会社 ・ ストレロイ ・ イーコメルツ ・ 有限会社ノヴェルコ、 等

「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業および弁護士法人アンダーソン・毛利・友常法律事務所を含むグループの総称として使用しております。

	ベラルーシを仕向地としたベラルーシの特定団体への輸出・技術提供		**2022 年 3 月 8 日付告示指定　2 団体** ・国防省、株式会社インテグラル
			2022 年 7 月 5 日付告示指定　25 団体 ・株式会社第 140 修理工場、株式会社第 558 航空機修理工場、等
	以下の地域を仕向地とした、以下の地域の特定団体への、対ロシア輸出等制限貨物（奢侈品を除く）・技術の輸出・提供 アルメニア インド ウズベキスタン カザフスタン キルギス シリア タイ トルコ 中国 UAE		**2023 年 12 月 15 日付告示指定　6 団体** ・有限会社タコ（エレバン市、アルメニア） ・アイ・ジェット・グローバル（ダマスカス市、シリア） ・アイ・ジェット・グローバル（ドバイ市、UAE） ・サクセス・アビエーション・サービス FZC（シャールジャ市、UAE） ・有限会社アルファ・ベータ・クリエイティブ（タシケント市、ウズベキスタン） ・有限会社 GFK ロジスティック・アジア（タシケント市、ウズベキスタン）
			2024 年 6 月 21 日付告示指定　10 団体 ・アルファ・トレーディング・インベストメンツ有限会社（香港、中国） ・アジア・パシフィック・リンクス有限会社（香港、中国） ・グアンジョウ・オーサイ・テクノロジー有限会社（广州欧赛科技有限公司）（広州市、中国） ・シェンジェン 5G ハイテク・イノベーション有限会社（深圳五力高科創新有限公司）（深圳市、中国） ・シェンジェン・ビーグアン・トレーディング有限会社（深圳比广贸易有限公司）（深圳市、中国） ・トルダン・インダストリー有限会社（香港、中国） ・イールーファ・エレクトロニクス有限会社（深圳市亿路发科技有限公司）（深圳市、中国） ・Si2 マイクロシステムズ有限会（ベンガルール、インド） ・エレム・グループ有限会社（アルマティ市、カザフスタン） ・エムヴィジョン有限会社（タシケント市、ウズベキスタン）
			2025 年 1 月 10 日付告示指定　31 団体 ・アグ・インフォメーション・テクノロジー有限会社（啊咕信息技術有限公司、香港、中国）、その他香港所在会社 11 社 ・オールパーツ・トレーディング有限会社（香港、広州市、中国）、その他同国所在 5 社 ・有限会社ダ・グループ 22（アスタナ市、カザフスタン） ・ムラー・マルクト有限会社（ビシュケク市、キルギスタン）　、その他同国所在 1 社 ・タイ IT ハードウェア有限会社　チョンブリ県、タイ） ・ビー・インシャート・ミーマルルック株式会社（イスタンブール市、トルコ）、その他同国所在 7 社 ・クリノフィスト・アビエーション FZCO（ドバイ市、UAE）
	特定貨物の輸出・役務取引禁止措置		**対象品目**

「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業および弁護士法人アンダーソン・毛利・友常法律事務所を含むグループの総称として使用しております。

	ロシアを仕向地とする輸出・技術提供		**2022 年 3 月 15 日付省令指定** ・武器や国際輸出管理レジーム対象品目（工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等） ・軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品（一般的に使用される半導体、コンピュータ、通信機器等） ・石油精製用の装置
			2022 年 5 月 13 日付政令・省令指定 ・先端的な物品（石油精製用の触媒、量子計算機その他の量子の特性を利用した装置及びその附属装置並びにこれらの部分品、有機発光ダイオード、有機電界効果トランジスター及び有機太陽電池の製造用の装置等）
			2023 年 1 月 27 日付政令・省令指定 ・軍事能力等の強化に資すると考えられる貨物 40 品目・技術 17 品目（催涙剤、冷却装置、透視装置、石油・可燃性天然ガスの探査装置に関する技術等）
			2025 年 1 月 16 日付告示指定 （2025 年 1 月 23 日以後に開始される役務取引に適用） ・サプライチェーンマネジメントその他これらに類する企業管理情報システムに用いられるプログラム ・CAD プログラムその他これらに類する設計、製造システムに用いられるプログラム、等
	ロシアを仕向地とする輸出		**2022 年 3 月 29 日付政令・省令・告示指定** ・奢侈品(高級乗用車、ノートパソコン、技術品、宝飾品、酒類、革製品等) ・紙幣・貴金属（金の地金、金貨等）（財務大臣の許可）
			2022 年 6 月 10 日付政令・省令指定 ・産業基盤強化に資する物品 146 品目（木材及びその製品の一部、鉄鋼製の貯蔵タンク等、手工具用又は加工機械用の互換性工具、機械用又は器具用のナイフ及び刃、機械類等の一部、電気機器等の一部、鉄道用機関車、鉄道の保守用の車両等、輸送用の機械等の一部、並びに測定機器及び検査機器並びにこれらの部分品等）
			2022 年 9 月 30 日付政令・省令指定 ・軍用の化学製剤の原料となる物質並びに軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質及びその原料となる物質 73 品目（アセチレン、アセトン、ベンズアルデヒド等） ・軍用の化学製剤の製造に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置 11 品目（反応器、貯蔵容器、熱交換器及び凝縮器等） ・軍用の細菌製剤の製造に用いられる装置及びその部分品 5 品目（物理的封じ込めに用いられる装置及びその部分品、発酵槽、遠心分離機等）
			2023 年 1 月 27 日付政令・省令指定 ・軍用の化学製剤の原料となる物質並びに軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質及びその原料となる物質 35 品目（水銀、アンモニア等）

「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業および弁護士法人アンダーソン・毛利・友常法律事務所を含むグループの総称として使用しております。

			2023 年 3 月 31 日付政令・省令指定 ・産業基盤強化に資する物品 417 品目（建設機器、電気回路等電子機器、貨物自動車、光ファイバー等）
			2023 年 8 月 2 日付政令・省令指定 ・産業基盤強化に資する物品 758 品目（印刷用インキ、大型車用タイヤ、設計図・図案、安全ガラス、排気量 1,900cc 超の自動車、自動車用シート等）
			2024 年 4 月 10 日付政令・省令指定 ・産業基盤強化に資する物品 164 品目（自動車用エンジンオイル、リチウムイオン蓄電池、グラインダー等電気式手工具等）
			2025 年 1 月 16 日付政令・省令指定 ・化学・生物兵器関連物品等（炭酸リチウム、カプサイシン、マイクロ反応器、ペプチドの自動合成装置等） ・産業基盤強化に資する物品 335 品目（特殊車両等のエンジン及び部品、小型自動二輪車、音響機器、工具等）
	ベラルーシを仕向地とする輸出・技術提供		**2022 年 3 月 15 日付省令指定** ・国際輸出管理レジーム対象品目（工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等） ・軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品（一般的に使用される半導体、コンピュータ、通信機器等）
	特定の地域を仕向地とする輸出禁止措置		**対象地域**
	ウクライナの一部地域を仕向地とする輸出		**2022 年 3 月 15 日付告示指定** ・ウクライナのドネツク州及びルハンスク州のうち、「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）

「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業および弁護士法人アンダーソン・毛利・友常法律事務所を含むグループの総称として使用しております。